

第2章 健康で心が ふれあうやさしい まちづくり

- 第1節 生涯を通じた健康づくりの推進
- 第2節 地域医療体制の推進
- 第3節 地域福祉の推進
- 第4節 高齢者福祉の充実
- 第5節 障害者（児）福祉の充実
- 第6節 安定した社会保障制度の推進

第2章 健康で心がふれあう やさしいまちづくり

第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

生活環境の改善や医学の進歩により平均寿命が延びる一方、急速な高齢化やライフスタイルの多様化により、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。これに起因した寝たきりや認知症などによる要介護認定者も増加し、深刻な社会問題となっています。

■健康づくり

本町は、永平寺町保健計画（健康増進計画）を策定し、町民の行動目標として「永平寺町健康づくり11^{いい}からだ条」を設定して、住民一人ひとりの健康づくりへの意識啓発を図りながら、施策に取り組んでいます。

心の健康を保つためには、気軽に相談できる場所や相手をつくるとともに、ストレスを理解し、自分にあった心の健康づくりが大切になります。今後も相談会の開催や訪問など心の健康づくりに関する取組みを進める必要があります。

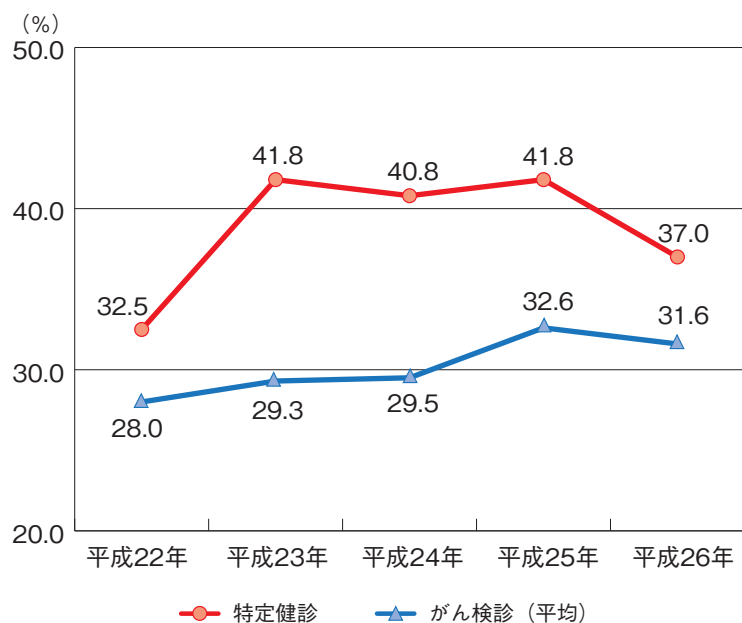
■保健事業

保健センターでは各種検診や健康相談などの保健事業を実施しています。

個別健診の実施や検診内容の充実、受診勧奨の実施などにより、がん検診の受診率については毎年上昇していますが、特定健康診査の受診率や特定保健指導率は目標を達成していないため課題が残されています。

母子保健事業については、妊婦健診の検査内容の充実により妊婦の健康保持増進を図っています。乳幼児の健診は医療機関での受診体制が整っており受診しやすく、育児相談事業にも積極的な参加がみられます。母子ともに健やかに暮らすことができるよう、妊娠期から子育て期を通じ、一貫した母子保健事業に取り組んでいくことが一層求められます。

◆特定健診・がん検診受診率の推移◆



施策の展開

(1) 健康意識の高揚

町民の行動目標である「永平寺町健康づくり^{いい}11からだ条」を推進していきます。また、広報紙、ホームページなどを利用して健康づくりへの意識啓発に努めていきます。

- 「永平寺町健康づくり^{いい}11からだ条」の推進
- 第二期永平寺町保健計画(健康増進計画)の策定
- 第三期永平寺町国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定

(2) 保健センター機能の充実

疾病予防や健康増進の対策として、各種の健康相談、生活習慣病予防教室の充実を図りながら保健事業を推進するとともに、保健事業の拠点として保健センターの充実を図ります。

- 保健センターの機能強化、充実

(3) 健康管理体制の充実

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに合った健康管理を進めることが大切であり、地域住民、関係機関、団体との協力と連携した事業を推進します。

特定健診等実施計画に基づき健診を効果的に活用し、要指導者には生活習慣病改善指導を実施します。

救急医療については、病院群輪番制病院運営事業や小児救急医療支援事業などにより継続して実施していきます。

- 各種健康診査・検診の推進
- 特定健康診査や保健指導の実施
- 連携した健康づくりへの支援
- 救急、休日における医療体制の維持

(4) 母子保健事業の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう関係機関と連携し、母子保健施策の充実を図ります。

また、妊産婦健診や乳幼児健診の内容の充実、受診の呼びかけの強化などにより、健診率の向上を図ります。各種教室、相談会を開催し、出産や育児に関する正しい知識の普及や子育て支援に努めます。

- 乳幼児や妊産婦健康診査の推進
- 出産や育児に関する知識の普及、相談
- 母子の健康づくりの推進

(5) 心の健康づくりの推進

社会環境の変化に伴い、ストレスやうつ病といった精神保健に関する相談事業や心の健康に関する普及啓発事業の充実を図り、町民の心の健康を保持増進させるとともに、より身近できめ細かい支援ができるよう関係機関との連携を図ります。

- 心の健康づくりへの支援、相談
- 心の健康に関する相談、情報提供

◆目標指標

指標の内容	当初値	目標値 (H33)	目標値 (H38)
国民健康保険特定健康診査受診率	37.6% (H27)	60.0%	60.0%
がん検診受診率	31.6% (H26)	35.6%	36.6%

第2節 地域医療体制の推進

現状と課題

本町の医療機関は、福井大学医学部附属病院をはじめ、一般診療所が5か所、歯科診療所が7か所あります。しかし、在宅療養支援診療所や訪問看護事業所などの在宅医療サービス提供体制が不足しています。

高齢化の進行や疾病構造の変化、生活習慣病の増加により、医療需要は益々高度化、多様化しています。保健医療を取り巻く環境が大きく変化していく中、町民が住み慣れた地域において、適切で良質な医療を受けられる仕組みづくりが必要となっています。そのためには、日常的な診療や健康管理を受け持つ「かかりつけ医」の定着を図るとともに、町内外の医療機関との連携強化が重要です。

また、入院を要しない軽症患者には、在宅医療を進め、救急医療体制を効率的・効果的に運用する必要があります。

施策の展開

(1) 地域医療の充実

日常的な診療や健康管理を行う「かかりつけ医」の定着を促すとともに、町内医療機関と近隣医療機関、医師会との連携を支援し、身近でより適切な医療を受けられるよう地域医療体制の充実を図ります。

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及、啓発
- 在宅医療の充実、支援

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H27)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
在宅療養支援診療所数	—	1施設	2施設

第3節 地域福祉の推進

現状と課題

単独世帯や高齢者のみの世帯の増加などに伴う家族形態の多様化を背景に、日常生活上の課題やニーズが増加傾向にあります。そのため、地域全体で互いに支え合う地域の福祉力の向上や、特に災害時における要支援者への助け合いが重要です。

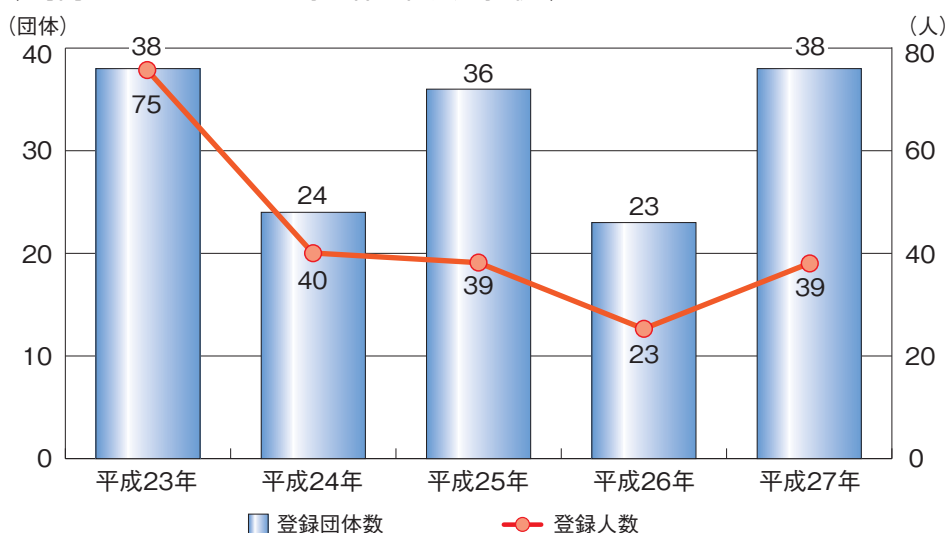
本町では、第二次地域福祉計画を策定し、人と人のつながりを大切にし、地域の持てる力を強め活かしながら助け合う地域づくりに取り組んでいます。

健康長寿クラブ連合会（老人クラブ連合会）のシニアスポーツ大会においては、大学生や若者グループも含めたボランティア6組織の協力が得られていますが、地域に密着したボランティア活動は、十分に確保されているとはいえません。

今後も、地域福祉の推進主体となる社会福祉協議会への支援と協力を通じ、住民への意識啓発やボランティア育成を図ることが必要です。加えて、既存のボランティアやNPOなどとの連携を充実することが重要です。

地域の中で住民相互が助け合う活動が広がるように、地域の担い手やリーダーの育成を図るとともに、活動に関する情報提供や相談窓口の拡充などに取り組み、住民がまちづくりに参画しやすい環境整備が必要です。

◆町内のボランティア登録団体・個人の推移◆



資料：町社会福祉協議会

施策の展開

(1) 地域福祉の推進

自治会や各種団体、関係機関などが実施する地域の交流活動や地域支援体制とともに、地域福祉を担う人材の発掘や育成、活動しやすい環境の整備を進めます。

地域福祉活動を推進するために、関係機関である社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員協議会の連携を強化します。

- 第三次地域福祉計画の策定
- 地域福祉に関する意識啓発と情報発信
- 社会福祉協議会などの関係機関との連携体制の強化
- 地域福祉を担う人材の確保、育成
- 支え合い活動や見守り活動の推進

(2) ボランティアの育成

地域福祉活動の中心的機関である社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体や福祉団体の育成と活動の支援に努めます。また、講演会や地域福祉活動を通じ、ボランティア意識の普及や情報提供を進めます。

住民主体のボランティアグループが多数発足し、自主運営できるように支援体制を整えます。

- ボランティアなど活動組織の育成、支援
- 活動状況などの情報発信

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H28)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
ボランティア登録人数	個人38人 団体40	個人50人 団体50	個人60人 団体51

第4節 高齢者福祉の充実

現状と課題

本町の高齢化率（65歳以上の総人口に占める割合）は、27.5%（平成27年）となっており、今後も高齢化率は上昇し、特に75歳以上の人口割合が高くなることを見込まれています。

高齢化社会の進展に伴い高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増え、家庭における介護力が低下し、地域住民同士のつながりも希薄になっているため、住民が共に支え合いながら自立した生活が送れる環境が必要になっています。

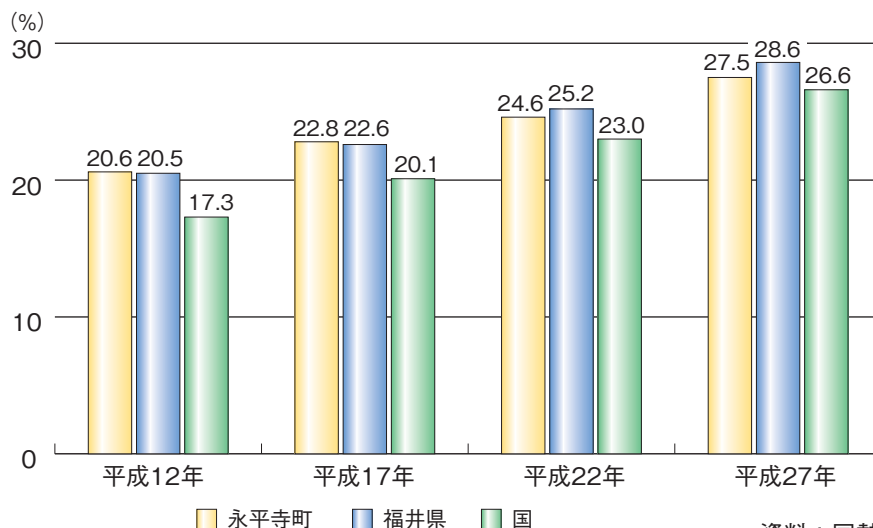
高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点である地域包括支援センターでは相談窓口の充実とともに、町民への周知活動を実施しています。地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護施設や認知症高齢者グループホームなども整備し、介護予防事業にも積極的に取り組んでいます。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供できる体制が重要になっています。

今後も地域での高齢者の暮らしを支えるためには、在宅福祉サービスの供給量確保に加え、サービスの質の向上や認知症高齢者に対するケアの充実、介護者の負担軽減に向けた取組みが重要です。

また、高齢者の社会参加活動については、シルバー人材センターやふれあいサロン、老人福祉センターなどの活動を通して、元気な高齢者が地域の中で活躍できる仕組みづくりが必要です。

◆国、福井県、永平寺町の高齢化率の推移◆



資料：国勢調査

◆高齢者世帯の推移◆

(世帯)

区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
一 般 世 帯		6,170	6,097	6,137	6,175	6,242
高齢者のいる世帯		3,476	3,525	3,590	3,647	3,688
うち	高齢者単身世帯	575	616	635	642	682
	高齢者夫婦世帯	483	495	518	568	584

【毎年4月1日現在】

資料：福井県高齢者福祉基礎調査

施策の展開

(1) 高齢者の社会参加の促進

元気な高齢者が自らの豊かな知識や技術を活かし、地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを進めます。

また、健康長寿クラブ（老人クラブ）活動や福祉ボランティアの育成を図るとともに、高齢者と子どもの交流事業を促進し高齢者のやすらぎと生きがいづくりを支援します。

- 高齢者の生きがいと健康づくりの推進
- 健康長寿クラブ（老人クラブ）活動支援
- 福祉ボランティアの育成、確保

(2) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って自立した暮らしができるように、身近な地域において医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」を構築します。

- 地域包括支援センターの充実
- 生活支援体制整備事業の充実
- 在宅医療・介護連携の推進

(3) 介護予防事業の充実

地域包括支援センターの運営を充実しながら、高齢者や家族が安心して地域で生活できるように支援します。

高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、地域の実情にあわせた、多様な担い手による生活支援サービスを段階的に充実していきます。

- 介護予防の充実
- 介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備
- 地域支援事業の充実、強化

◆目標指標

指標の内容	当初値（H27）	目標値（H33）	目標値（H38）
いきいき百歳体操 自主活動グループ数	10団体	20団体	30団体

第5節 障害者(児)福祉の充実

現状と課題

身体に障害のある人もそうでない人も、みんなが永平寺町民であり、仲間です。すべての町民がハンディの有無にかかわらず、互いの人権を尊重しながら、健康的で自立した生活を送るには、ノーマライゼーションという考えに立った生活条件や制度などの環境の整備が必要です。

本町では、平成25年(2013年)に「第二次永平寺町障害者基本計画」、平成27年(2015年)に「第四期障害福祉計画」を策定し、障害者(児)とその家族が安心して地域生活が営めるよう、その人にあった福祉サービスの提供をしています。今後も障害者のニーズにあった各種福祉サービスを充実するとともに、必要なサービスを受けることのできる適切な情報提供や広域的な相談体制づくりをさらに充実することが求められています。また、障害者が他の人と等しく、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加しやすい環境づくりと就労の促進に向け、取り組む必要があります。

◆身体・知的・精神障害者数の推移◆

(人)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
身体障害者	1,181	1,192	1,206	1,192	1,160
知的障害者	141	145	151	147	148
精神障害者	70	80	92	101	115

資料：庁内担当課

施策の展開

(1) ノーマライゼーションの推進

障害のある人に必要な障害福祉サービスが提供できるよう、障害者(児)基本計画・福祉計画を見直し、障害のある人に優しいまちづくりを進めます。

また、ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者(児)・難病患者の自立生活への環境づくりを支援します。

- 障害者(児)福祉計画・基本計画の推進
- 自立支援と地域生活支援の推進

(2) 障害者(児)福祉サービスの充実

障害のある人が生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、適切な情報提供やよりきめ細かな相談体制を充実させ、福祉サービス、日常生活に必要な介護給付や医療費の支給など総合的に支援します。

- 地域が支える心のバリアフリー活動の推進
- 医療費助成制度の充実
- 安心できる生活環境づくりの推進

(3) 障害者(児)の社会参加の推進

障害のある人が能力や特性に応じた就労機会を得ながら自立して暮らすことができるよう、関係団体や施設と協力して、就労情報の提供やグループホームの運営支援、事業所に対する雇用支援を行い、障害者の就労や社会参加の支援に努めます。

- 社会活動への参加支援、雇用・就労支援
- グループホーム、就労支援施設などの支援

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H27)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
相談支援事業の年間利用者数	438人	480人	530人

第6節 安定した社会保障制度の推進

現状と課題

今後急速に進行する高齢化に対応するため、平成30年（2018年）に向けて都道府県を単位とする国民健康保険の広域化や後期高齢者医療保険の自己負担額の見直しなど、医療保険制度の改革が進められています。

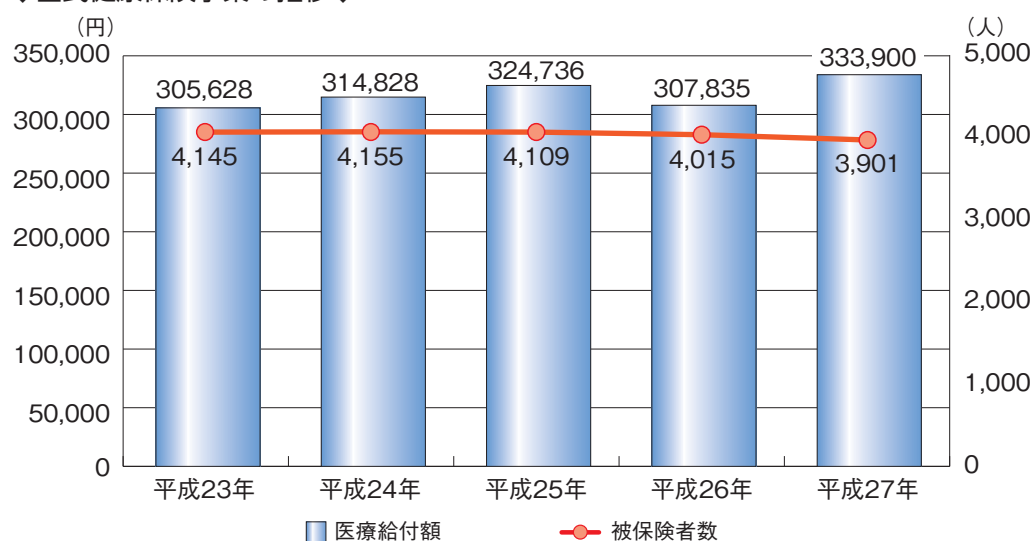
本町では、町内の3割にあたる2,228世帯が国民健康保険に加入していますが、1人当たりの医療費は県内他市町と比較しても高い金額で推移しています。

これらの、医療保険制度をこれからも適正に運営していくためには、加入の中心となる高齢者を主体とした各種検診事業や保健事業の充実、健康に対する意識啓発を通じて医療費の抑制を図るとともに、保険給付費の安定的な財源の確保に努めることが重要です。

公的年金については、少子高齢化の進行により、制度を取り巻く環境には厳しいものがありますが、今後も公的年金制度の必要性について周知徹底を図り、未加入者の加入促進を図る必要があります。

一方、長引く景気の低迷から生活困窮者が増加傾向にあります。早期に自立の促進を図るため福祉事務所と連携して、生活困窮者に対して相談しやすい環境や支援体制の充実が必要です。

◆国民健康保険事業の推移◆



資料：国民健康保険事業年報

施策の展開

(1) 社会保障制度の適正な運営

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、制度や各種手続きについて啓発を行うとともに、被保険者の健康増進事業の実施や後発医薬品の推奨などを通じて医療費の適正化に努めます。また、福井県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適正な制度の運用と被保険者の健康の保持、増進を図ります。

- 健康づくり、予防の啓発
- 健康診査等の受診率の向上対策、後発医薬品の普及促進
- 国民健康保険事業の適正な運営
- 後期高齢者医療制度の適正な運営

(2) 社会保障制度に関する周知・啓発

日本年金機構と連携しながら、公的年金制度の周知と適正加入の促進、無年金者の解消、保険料納付率の向上など相談体制の充実と意識の啓発に努めます。

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、福祉事務所と連携しながら、本人の状態に応じた包括的な相談支援や自立支援を推進します。

- 国民年金制度に関する周知・啓発
- 生活困窮者への支援

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H27)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
国民健康保険 (1人当たり医療給付額)	334千円/年	320千円/年	300千円/年



福祉ボランティア



働き世代健康教室